

仕 様 書

- 1 件名
港区広報みなと特別号の作成業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 規格等
 - (1) 規格
A4 冊子判
 - (2) 紙質
0K マットコートエコグリーン 古紙混合率 60%
ただし、上記を満たす用紙の調達が困難な場合には、事前に了解を得た場合に限り代替品での納品を認める。
 - (3) 発行予定日及び発行回数
令和 8 年 2 月から 3 月 (1 回)
※発行日は発注者と協議の上、決定する。
 - (4) 発行予定部数
175,000 部
 - (5) 頁建て・刷色・印刷
16 頁前後 A 4 冊子判 4 色
印刷時に 1 万部に 1 回程度、抜き取り検査を行い、色むら・汚れなどを確認する。
 - (6) 校正及び校閲
初校・再校・最終校(色校)の 3 回とし、その都度校閲を行うこと。校正紙は、13 部提出する他、全ページを PDF で提出すること。
※色校時の校正状況により、念校を行う。その場合は、全ページを PDF で提出すること。
※受注者側の校正は、企画・取材・原稿作成者、編集者、レイアウト担当者とは別の校正専門者が行うこと。
※発注者と受注者間の校正には、発注者が指定するデジタル校正ツールを使用すること。
※校正の都度、文字や色の変更・修正が恒常的に発生するため、その対応を速やかに行うこと。
 - (7) 納品場所・日時
発行日の 11 日前の午前 8 時までに、発注者が指定する倉庫に納品をし、発行日の 3 開庁日前までに、港区役所企画経営部区長室(広報・広聴・報道)(住

所：港区芝公園 1-5-25)・区内部組織納品分(区交換箱利用)に納品すること。
なお、発注者が指定する日時がある場合は、その日時を納品日時とすること。

(8) データ作成

校了後、港区ホームページ掲載用などのデータを作成し、CD-ROM などで発注者に提出する。

ア DTP (デジタル方式)にて作成し、PDF ファイル形式で保存したもの及び一般的な編集ソフト(InDesign 等)で編集可能な紙面データ

イ テキストデータおよび画像データ

※インタビュー記事部分のテキストデータおよび画像データは別で作成

※広報紙で使用したロゴ、撮影写真、作成したイラストや地図等のデータ

ウ HTML ファイル

※HTML (Hyper Text Markup Language)形式により作成し、区で採用している HP の CMS「CMS8341/やさしい」にインポート可能な形式で納品すること。

エ やさしい日本語ガイドラインに則ったデータ作成

校了完了後の納品データとは別で、外国人の方がわかるよう「やさしい日本語ガイドライン」に則り作成すること。なお本データの印刷は不要で、データのみとする。

4 編集

(1) テーマに基づいた基本情報の収集

発注者から指定された特集テーマについて、ホームページや刊行物などから港区の施策、区内で施策に沿った取り組みを行う地域団体・個人・企業、他の区との比較からアピールポイントなどの情報収集を行う。

(2) 企画会議(企画の提案)

受託者は、区長室、主管課との企画会議に出席し、実績・経験的・専門的見地から、より良い紙面づくりとするための提案をする。

※1～2回程度。ただし、適宜必要に応じて効果的な紙面作成のためのアドバイスをを行う。

(3) 取材・原稿作成

区長室がリライトして提出した原稿に基づき、編集全般(デザイン、レイアウト作成、トレース、写真トリミング・補正、写真撮影など)を行う。その際、必要に応じて、ラフ案を作成する。また、「港区伝わる日本語行動指針」に基づき、文章校正及び編集を行う。表紙については、デザイン案を3つ以上提出するとともに、コンセプトを説明する。

ただし、区長室が指定するインタビュー・対談号については、(1)(2)に加え、紙面の内容構成、取材、写真撮影、原稿案を作成する。

※原稿はデータ(テキスト、ワード、エクセル、インデザインなど)で入稿する。

写真は、データ・紙焼きなどの状態で入稿する。

(4) 題字・イラスト・地図の作成

イラストや地図を、内容に沿って、15 点程度作成する。

(5) レイアウト作成

全体のレイアウトを作成する。

5 著作権

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、作成された成果品並びに生じた印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

6 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報について、別紙 1-1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成 9 年港区条例第 42 号）第 9 条に規定するみなとタバ

ルールを遵守すること。

- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 障害のある方へ配慮するために、使用する文字は、ユニバーサルデザインフォント（UDF）を原則使用すること。当該フォント以外を使用する場合は、発注者に事前協議をすること。
- (12) 記事の配色は、港区カラーバリアフリーガイドラインに則ること。

7 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

8 契約及び支払方法

契約代金は、各回の履行確認後、受注者の請求に基づき、支払うものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに規格に適した紙面構成・レイアウト・原稿様式等の提案を行い、発注者と協議し、これを定める。
- (2) 受注者は、業務責任者を1名置き、編集・政策等に係る作業全般を責任もって管理運営をすること。
- (3) 受注者は、編集責任者を1名置き、本区との連絡調整・進行管理を一括して行うこと。なお、編集責任者については自治体の広報紙・冊子の編集・印刷に携わった経験のある者とする。業務責任者が編集責任者を兼ねることは可能とする。

- (4) 業務担当者の選任にあたっては、他区市町村の広報紙や広報媒体のレイアウト等編集制作業務の経験がある者とする。
- (5) 受注者は、実績・経験的・専門的見地から、より良い紙面づくりとするための提案のほか、本区からの相談に応じる。
- (6) 本仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は、発注者と協議し、これを定める。

10 担当・問合せ

港区企画経営部区長室政策プロモーション担当 平田
電話(代) 3578-2111 FAX 3578-2034 内線 2359